

適格請求書発行事業者の皆様へ

令和5年9月26日

## インボイス制度に伴う適格請求書等発行のお願い

令和5年10月1日から、消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

1. 「適格請求書発行事業者」の適用を受ける事業者の皆様におかれましては、インボイス制度の要件を満たす適格請求書を発行していただきますようお願い申し上げます。

なお、工事請負、業務委託等で受注者提出書類基準により定められた請求書につきましては、下記リンクより各事業部の受注者提出書類基準のご使用をお願いいたします。

・各事業部受注者提出書類基準等＜内部リンク＞⇒

[仕様書・基準等 | 東京都都市づくり公社 \(toshizukuri.or.jp\)](https://toshizukuri.or.jp)

2. 適格請求書発行事業者の登録手続きや、インボイス制度の詳しい説明などにつきましては、国税庁HPをご確認ください。

・国税庁「インボイス制度の概要」＜外部リンク＞⇒

[インボイス制度の概要 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)

・国税庁「インボイス制度特設サイト」＜外部リンク＞⇒

[インボイス制度に関する情報ガイド | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)

[お問い合わせ先]

総務部 企画経理課

電話 042-686-1171